


福井県内における貨物軽自動車運送事業のご案内

 中部運輸局福井運輸支局 輸送・監査担当

1. 貨物軽自動車の営業用ナンバー登録について

福井県内管轄の軽自動車の営業用ナンバーの新規登録、抹消及び使用者欄の記載事項の変更等（名義変更、住所変更等）を行う場合、あらかじめ福井運輸支局から「事業用自動車等連絡書」の発行を受けなければ、軽自動車検査協会における手続きができません。

福井運輸支局に提出する各種届出の確認後、当局にて「事業用自動車等連絡書」を発行しますので、所定の登録書類に添付の上、軽自動車検査協会で行ってください。

2. 初めて貨物軽自動車運送事業を始めるには **新規**

貨物自動車運送事業法第36条に基づき、初めて貨物軽自動車運送事業を經營する場合にはあらかじめ運輸支局への届出が必要です。経営届出に係る基準等が次のとおり定められていますので、事業計画等を定めたと上で「貨物軽自動車運送事業経営届出書」を提出してください。同時に貨物自動車運送事業法報告規則第2条の2に基づく「運賃及び料金設定届け」の提出、さらに、事業用自動車には道路運送法第95条に基づく氏名又は名称の表示が必要です。

(ア) 初めて経営届出書を提出する際の基準

項目	基準等
営業所	営業活動及び運転者の管理を行う拠点を記載してください。自宅に営業所を設置することもできます。
自動車車庫	原則として、営業所に併設することが必要ですが、併設できない場合は、営業所から2 km以内に確保してください。全ての車両が容易に収容できる広さを確保してください。（1両あたり8㎡以上が目安となります。）他の用途に使用する部分と明確な区分を行ってください。自動車車庫（土地・建物）を使用する権原を有していることが必要です。自動車車庫（土地・建物）は、都市計画法等の関係法令に抵触しないものであることが必要です。
休憩施設	乗務員が有効に利用することができる適切な施設を確保してください。自宅に休憩施設を設置することもできます。
事業用自動車	事業を行うための適切な構造であることが必要です。二輪の自動車については、総排気量125 cc以上のものについて届出を行ってください。
運送約款	国土交通大臣が告示した標準約款に準じて運送約款を作成してください。「標準約款」と同一のものを設定することもできます。
管理体制	過積載、過労運転の防止、乗務前後の点呼、乗務員に対する指導監督等の事業の適正な運営のための管理体制を確保してください。

(イ) 運賃・料金設定について

運賃・料金	荷主に対して不当とならないように設定してください。特定の荷主が決まっている場合は、荷主と相談して定めることもできます。
-------	---

(ウ) 事業用自動車の車体表示について (道路運送法第95条)

- ・自動車の両側面には氏名又は名称を表示してください。
- ・表示は、はっきりと消えないもので図のように記入してください。



3. 現在の届出事項に変更があった場合の手続きについて **変更** **増減車** **廃止**

既に貨物軽自動車運送事業を行っている者で、届出事項の事業計画に変更があった場合には運輸支局への届出が必要です。「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」に変更事項を記載の上、提出してください。確認後、「事業用自動車等連絡書」を発行します。以下、問い合わせの多い具体例を挙げます。

- ・住所、営業所の位置、車庫の位置が変わった。
※ 県外へ変更の場合、福井運輸支局への届出に加えて変更先運輸支局への届出が別途必要です。
- ・現在の車両に加えて事業用自動車を登録したい。
※ 自動車車庫の収容能力が不足する場合、収容能力変更の届出も同時に必要です。
- ・事業を廃止して事業用自動車を売却したい。又は自家用自動車に用途を変更したい。
※ 変更後の事業用自動車の数が0(ゼロ)になる場合は廃止届が必要です。

4. 車両の入れ替えについて **代替**

既に貨物軽自動車運送事業を行っており、旧車両を新しい車両に入れ替える場合には、①旧車両のナンバーが確認できる書類(車検証のコピー等)②新しい車両の諸元が確認できる書類(諸元表若しくは現在の車検証のコピー等)の2つを提出してください。確認後、「事業用自動車等連絡書」を発行します。ただし、以下の条件を全てを満たすものに限ります。

- ・新しい車両に登録後も、使用者欄の記載事項に変更がないこと
- ・新しい車両が現在「自家用」となっていること、若しくは新規扱い(新車、中古車新規)であること
- ・旧車両と新しい車両の登録手続きを同一日、かつ同一窓口で行うこと

5. 各種届出の提出先について

〒918-8023 福井県福井市西谷1丁目1402番地

中部運輸局福井運輸支局 輸送・監査担当あて TEL: 0776-34-1602

届出先は輸送・監査担当窓口(福井運輸支局本庁舎2階)です。届出事項に不備がない場合、即日「事業用自動車等連絡書」を発行します。

なお、届出を郵送にて行う場合は、①記載した届出用紙 2部 ②返信用の住所を記載した封筒(あらかじめ所定の額の切手を貼ったもの) ③提出者の連絡先を記入したメモ用紙等 以上を同封してください。

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)				開始予定日		平成 年 月 日		
ふりがな							印	
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	(通称名:)							
代表者氏名								
住所 (主たる事務所の位置)								
電話番号								
事業計画の内容(住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名	位置						□住所に同じ	
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力								
位置						営業所からの距離	収容能力	
□住所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力								
位置						収容能力		
□住所に同じ						m ²		
運送約款(該当する□欄にチェックを入れる)								
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号) <input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号) <input type="checkbox"/> その他運送約款								

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所
氏名
(名称) 印

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合に、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは 〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽貨物自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽貨物自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のもです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所と同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

平成 年 月 日

福井運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

運 賃 料 金 設 定 届 出 書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

福 井 県

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類	別添のとおり
運賃及び料金の額	〃
適 用 方 法	〃

5. 実施年月日

平成 年 月 日

(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
※届出日記載してください。

福井運輸支局長 殿

住 所 福井市西谷1丁目1402
氏名又は名称 陸 運 太 郎 印
代表者の氏名
電 話 番 号 0776-34-1602

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 陸 運 太 郎
住 所 福井市西谷1丁目1402
代表者の氏名

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

福 井 県

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 別添のとおり (設定する運賃表を添付してください。)
運賃及び料金の額 //
適 用 方 法 //

5. 実施年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日
※経営届出日を記載してください。

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	平成	年	月	日
ふりがな						印
氏名又は名称	(通称名:)					
代表者氏名						
住所						
電話番号						

届 出 内 容						
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)		④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)				
② 代表者		⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力				
③ 営業所の名称及び位置		⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力				
記載欄	営業所名	新			旧	
①	/					
②						
③	/					
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)	
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)	
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)	
⑤	営業所からの距離	位 置		位 置		
		収容能力	m	収容能力	m	
⑥	営業所からの距離	位 置		位 置		
		収容能力	m ²	収容能力	m ²	

廃止届出 譲渡届出 分割届出 合併届出 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変 更 理 由 等	

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

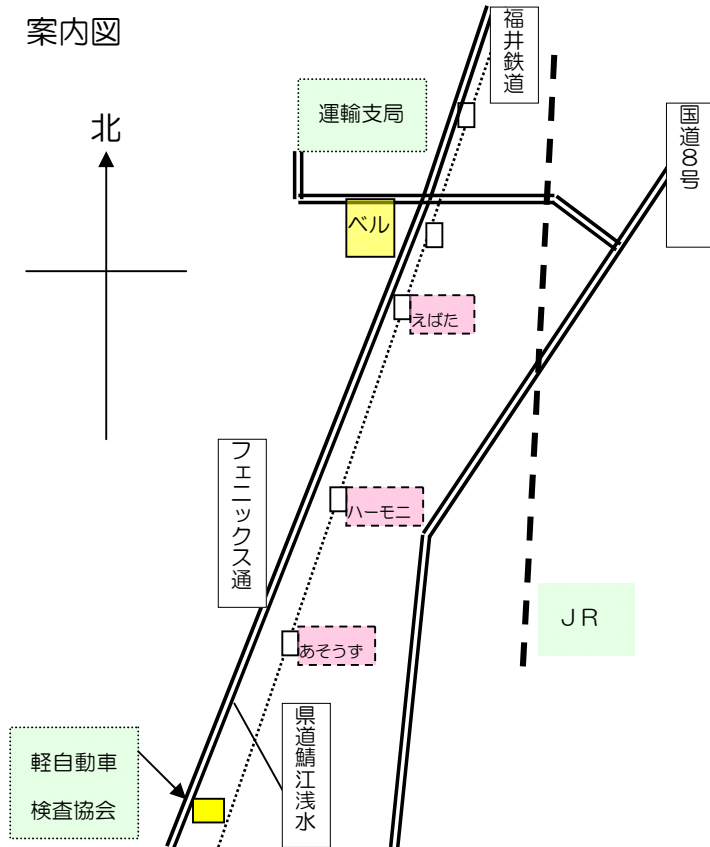
届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所
氏名
(名称) 印

1. 届出日の欄
変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。
2. 変更予定日の欄
変更を予定する日を記入してください。
また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例: ○○ 一郎)
なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。
また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。
 - (2) 法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例: 株式会社 ○○運送)
なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。
また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。
また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。
住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。
また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。
 - (2) 法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。
会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。
また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 届出等内容
 - (1) 項目番号の欄
 - ① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。
なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。
 - ② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の newly 記入してください。
 - (2) 廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの口にレ点してください。
 - (3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 変更理由等
 - (1) 上記7. (1)①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。
 - (2) 上記7. (1)①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。
9. 運行管理体制を記載した書面
譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。
 - (1) 所属営業所名の欄
営業所の名称を記入してください。
 - (2) 運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。
 - (3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
10. 宣誓書
自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

軽自動車検査協会での手続きについて



貨物軽自動車運送事業経営届出書が受理された方は、発行された事業用自動車等連絡書を持って軽自動車検査協会に登録手続き(名義変更、番号変更等)を行ってください。

手続きによって必要な書類が異なりますので、予めご確認ください。場所は案内図のとおりです。

ナンバープレートが交付されれば完了で、支局への報告は必要ありません。

また、今後、増車したり事業を辞めたりするときには、支局へ届出が必要ですのでお知りおき下さい。

軽自動車検査協会福井事務所

福井市浅水町138字上植木11-3

TEL 0776-38-1509